

ぱんだ通信

辻守司法書士事務所から
お知らせや知って得する
法律情報をお伝えします！



From 辻守(つしまもる)司法書士事務所

2014年秋号 Vol.8



辻守事務所所長から皆さまへご挨拶

挨拶

基礎控除額

5000万円

3000万円

■ニュースレター 第8号です。2015年より相続税が上がる！？

暦の上では、立冬をむかえ、今年もあつという間ですね。年をとったせいか、年々時間が「早く過ぎる感じ」がします。実は、この感じ、どうやら気のせいではないようです。この感じは心理学で、「**ジャンネーの法則**」と説明されるそうです。この法則は、「生涯のある時期における時間の心理的長さは年齢の逆数に比例する」というものです。50歳の人にとって1年の長さは人生の50分の1です。かたや5歳の子どもにとっては5分の1に相当します。よって、50歳の人にとっての10年間は、5歳の子どもにとっての1年間ということになります。だから年齢を重ねるほど、心理的に1年が早く感じるのです。ちなみにジャンネーとは19世紀のフランス人の学者さんです。さて、せまりくる来年の鬼も笑えない話をしましょう。実は、相続税法が改正されて増税されます。つまり、相続税を払う人が増えることになり、「相続税なんて、お金持ちだけの話でしょ」と言ってもらえなくなりそうです。そんじやねー。



教えて！辻先生！ テーマ：「相続税の改正について」

Q&A

Q. 私には、夫と子供が2人います。来年、相続税が改正されると聞きましたが、我が家には、自宅が1軒とわずかな預金しかありません。来年以降、夫が亡くなった場合、私も相続税がかかりますか？

A. 資産が自宅しかなくても相続税がかかる可能性が高くなります。
①前提として、相続税は、亡くなった人の相続財産の全てにかかるわけではありません。相続税は、相続財産である課税価格から、「**基礎控除額**」を引いたものに対してかかります。
②この「**基礎控除額**」は、2014年までは、**5000万円+(1000万円×法定相続人の数)**でした。妻と子供2人の場合、「**基礎控除額**」は、**8000万円**となります。つまり、相続財産が8000万円以下であれば、相続税が発生しませんでした。
③2015年以降は、この「**基礎控除額**」が、**3000万円+(600万円×法定相続人の数)**と改正されます。妻と子供2人の場合、「**基礎控除額**」は、**4800万円**となります。つまり、相続財産が、4800万を超えると相続税を払う必要があります。注)相続財産の算出は、税理士にお尋ねください。



アピタで相続無料相談会を開催しました

平成26年9月27日(土)と28日(日)の2日間アピタ長久手店にて「相続・遺言」無料相談会を開催いたしました。

やはり、どこに相談したら良いか分からないという方が多く、今回の無料相談を利用して安心された方が多くいたのが印象に残りました。



お知らせ

※この「ぱんだ通信」は、今までお仕事をさせていただいたお客様や、相談会でお会いした方にお送りしています。今後の購読を望まれない場合はお手数ですが、遠慮なく、メール(info@mamoru-tsuji.com)又はお電話にてお知らせ下さい。

ちょっと、ひとこと



「心技一体」これは次男の部活動の部旗の言葉です。心が世界に表現されるために願いを形にするために、体の動きが生まれる。それが技となる。今大会で県大会出場の切符を手にすることができました。厳しい練習が素晴らしい結果となって現れました。応援する側は、得点する度に歓喜繚乱！上を目指す姿はカッコ良く、何かに夢中になれる子どもの心身ともに成長を近くで見て、応援に力がいったスポーツの秋となりました。(担当：白井)

辻守司法書士事務所

〒465-0048 名古屋市名東区藤見が丘56 グロリア藤見が丘30A
TEL 052-771-9192 FAX 052-771-9198
HP <http://www.mamoru-tsuji.com/>

無料法律相談受けダイヤル

0120-783-340

受付時間
9:00~18:00



当事務所の法律相談は**初回無料**です！